

特 記 仕 様 書（当初）

第 1 章 総 則

- 1 本仕様書は、漁場堆積物除去 0701 業務 福島県沿岸地区に適用する。
- 2 本業務は、福島県土木部発行「共通仕様書（土木工事編Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）（令和 7 年 1 月）」、全国漁港漁場協会編集・発行「漁港漁場関係工事共通仕様書（令和 7 年 5 月）」に準拠する他、この特記仕様書により実施するものとする。

第 2 章 業務内容

- 1 業務目的 福島県沿岸に堆積した東日本大震災関連の瓦礫等の回収を実施し、生産力が低下・喪失した浅海漁場の機能の再生・回復を図る。
- 2 作業場所 福島県相馬市尾浜地内（松川浦）
- 3 作業概要 漁場堆積物除去 N＝1 式

第 3 章 業務数量

- 1 図面及び別紙金抜き設計書による。
なお、金抜き設計書、図面に表示された数量、規格及び作業方法のうち、次に掲げる事項については、受託者の施工手段を拘束するものではない。
 - 1) 作業に使用する作業機械の規格（別に定めのある場合を除く）
 - 2) 任意仮設に関する数量
- 2 図面と金抜き設計書との照査を行うこと。照査の結果、差違がある場合は監督員と協議すること。

第 4 章 堆積物除去

- 1 共通
 - 1) 本業務は「特殊な業務」であるため、監督員が臨場して行う段階確認について、別途協議のうえ決定する。
- 2 実施計画
 - 1) 施工計画の策定に当たっては、環境省「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」を参考とすること。
 - 2) 事前に、現場で回収区域や対象物等の優先順位を確認し、その作業計画について、監督員の確認を受けること。
 - 3) 作業海域を利用している相馬双葉漁業協同組合に対して作業の通知を行い、トラブルの無いよう努めること。
- 3 拠点港
 - 1) 作業船等の拠点港は、原則として相馬港とするが、受託者が特に拠点としている港湾等がある場合はその限りではない。
- 4 堆積物の回収
 - 1) 共通事項

本業務における堆積物の除去はバックホウ式空気圧送浚渫船(台船)による海上一連方式によるものとする。

引き揚げた堆積物は必要に応じて小割りするとともに、できる限り速やかに搬出するものとし、港湾の岸壁等に長期間存置しないこと。

また、堆積物の状況に応じて積込み機種を使い分けることとする。

2) 被災自動車等の取り扱い

被災自動車、被災船舶等が引き揚げられた場合、引き揚げた海域の座標をGPSにより記録し、速やかに監督員に報告するとともに、発注者が別途指定する仮置場まで運搬すること。

5 堆積物の運搬・処分

1) 引き揚げた堆積物は、速やかに廃棄物処理業者の管理する処理場まで運搬すること。

なお処分は下記によるものとするが、処理施設は指定するものではない。

堆積物の区分	数 量	処理方法	積算上の処理施設※
コンクリート殻（有筋）	37.5 t	再資源化施設へ搬入	金沢興業(株)

※ 処理施設については積算上の明示条件であり、施設を指定するものではない。

なお、発注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

2) 当初設計における堆積物の数量は、過去の回収量から推定した数値であるため、運搬量、処分量については、廃棄物処理業者の発行するマニフェスト等の実績に基づき管理するものとする。

なお、その結果が当初設計値と異なる場合は、協議により設計変更の対象とする。

6 出来型の確認

1) 本業務は、対象とする堆積物の種類や量が不確定であるため、標準的な作業効率とならないことから、出来型の確認は引き揚げた堆積物等の実績によるものとし、その確認方法は別途協議する。

また、あらかじめ出来高を設定することが困難であることから、作業日報や船舶日誌、現場立会い、深浅測量結果等により、作業状況等の確認を実施する。

第5章 過積載防止

1 受託者は、本工事を実施するにあたり、「共通仕様書」土木工事編Ⅰ第1編 1-1-40「交通安全管理」3.によるほか下記事項を遵守しなければならない。

1) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下、「法」という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

※ 法12条団体等とは、法12条の趣旨に沿って交通安全運動を推進する任意団体を指す。

第6章 履行報告

- 1 業務着手後、履行状況については毎月25日までに監督員に提出すること。尚、休日の場合は、監督員と協議すること。また、協議様式については監督員の指示によること。

第7章 自然環境対策

- 1 受託者は、業務で使用する建設機械については、排出ガス対策型建設機械の使用に務めること。

第8章 変更事項

以下の各項に該当する場合は、協議のうえ変更設計の対象とする。

- 1 現在の工法での回収が不適と判断される堆積物が発見された場合
- 2 堆積物回収の進捗や悪天候による作業の中止等により、実際に行える作業日数に変更が生じた場合
- 3 堆積物の回収に先立ち、海底の詳細な状況を調査する必要があるが生じた場合
- 4 漁船等の引上げ・解体に伴い油脂類を処理する必要があるが生じた場合
- 5 遠方からの作業船の回航が必要となった場合
- 6 設計歩掛と実際の歩掛に大きな差異が生じた場合

第9章 その他

- 1 作業にあたっては、航行中の船舶に十分注意すること。
- 2 作業に際し、既設構造物、既存の道路に損害を与えないように充分注意し、損害を与えた場合は、受託者の責任において対処すること。
- 3 この仕様書に定めのない事項又は、作業の実施にあたり疑義が生じた場合は監督員と協議すること。